2　二級自動車整備士（二輪）の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日を経過した日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　三級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

二　次に掲げる者であつて、三級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有するもの

イ　前項第一号の二イからヘまでに掲げる者

ロ　一種養成施設の三級自動車整備士（二輪）の課程を修了した者

ハ　自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるものにおいて三級自動車整備士（二輪）の課程を修めて卒業した者

ニ　国土交通大臣が、三級自動車整備士（二輪）の受験資格を有する者の自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

三　前項第二号イ又はロに掲げる者であつて、三級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

四　職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

五　一種養成施設の二級自動車整備士（二輪）の課程を修了した者

六　自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級自動車整備士（二輪）の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

七　前項（第一号の三及び第四号を除く。）に規定する受験資格を有する者

八　国土交通大臣が、前各号に掲げる者の有する自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

（三級の受験資格）

第十九条　三級自動車整備士（総合）又は三級自動車整備士（二輪）の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　自動車の整備作業（三級自動車整備士（二輪）の技能検定を受けようとする者にあつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。）に関し六月以上の実務の経験（十五歳となつた日以後の経験に限る。以下同じ。）を有する者

二・三　（略）

（削る）

（削る）

2　二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日を経過した日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有する者

二　前項第一号の二イ、ロ又はホからリまでのいずれかに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

二の二　自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

三　前項第二号イ若しくはロ又は第四号の二ロに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

四　前項第五号から第七号までに掲げる者

五　国土交通大臣が、前各号に掲げる者の有する自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

（三級の受験資格）

第十九条　三級の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（三級自動車シャシ整備士の技能検定を受ける場合にあつては第五号、三級自動車ガソリン・エンジン整備士又は三級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号、三級二輪自動車整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号及び第五号を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一　自動車の整備作業（三級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。）に関し六月以上の実務の経験（十五歳となつた日以後の経験に限る。以下同じ。）を有する者

二・三　（略）

四　自動車タイヤ整備士又は自動車車体整備士の技能検定に合格した者

五　自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者